

税の納付について（お願い）

～各税（保険料）の最初の納期までに 納付書をお送りします～

平成24年度分の町税や保険料の納税（納入）通知書を、それぞれ最初の納期の月に送付します。

税金は、町の貴重な自主財源です。どうかご理解の上、納付にご協力をお願いします。何か事情があり納付に困りの方は、相談に応じますので、お気軽に税務課へお越しください。

なお、納税通知書をご覧になった際、納付できない、間違っている、と感じられることがあるかと思えます。その際は、納税通知書を受け取った日から60日以内に町に対して異議の申し立てをすることができます。

減免について

減免とは、納付額の一部又は全部を免除するものです。リストラ・病気・災害などで昨年より著しく所得が減少した方は、減免申請をすることができます。ただし、著しい所得の減少の場合、対象となるのは前年の所得が400万円以下（収入で560万円以下）の方に限られ、資力の回復見込みにより生活に支障が

ないと認められるときには、減免に該当しない場合がありますので、ご承知おきください。いずれにしても、何らかの理由により納付が困難な方は、税務課にお越しいただき相談されますようお願いいたします。

住民税

住民税は1月1日現在の居住地で課税されます。

この税は、所得割と均等割から成り立っており、いずれも一定以上の所得がある方に対して課税されます。前年中に退職されていても、前年の所得（退職手当に類する分は除く）に対して課税されますのでご留意ください。

なお、今年度から扶養控除の一部が改正となり、年少扶養親族（16歳未満）を扶養する方への控除33万円が廃止、特定扶養親族（16歳以上19歳未満）を扶養する方への控除45万円が33万円に縮小されます。ただし、特定親族の内、19歳以上23歳未満の方を扶養する場合は、引続き45万円が控除されます。

住民税の年金からの特別徴収について

平成21年から住民税の年金からの特別徴収（年金天引き）が始まっています。

この制度の対象となるのは、4月1日現在で65歳以上の公的年金受給者で、前年中の年金所得に対して課税される方です。ただし、介護保険料が特別徴収されていない方など、一定の要件を満たさなければ特別徴収の対象になりません。

また、年金以外の所得に対して課税される場合は、従来どおり普通徴収（納付書又は口座振替で納める方法）で納めていただきます。

国民健康保険税

国民健康保険税は、職場の健康保険などに加入されている方を除き、安平町国民健康保険に加入しているすべての方が対象となります。

昨年度、国民健康保険税の課税限度額が改正され、これまでは最高73万円でしたが、77万円に引き上げとなっています（※）。この改正による税率自体（所得割、資産割、平

等割、均等割）の改正は行っていない。

※平成23年度に改正された国民健康保険税課税限度額の内訳

- ・医療分 50万円から51万円
- ・後期支援分 13万円から14万円
- ・介護分 10万円から12万円

特別徴収（年金天引き）対象者は、申し出により口座振替に切り替えることができます。申し出の際は、事前に税務課までお問い合わせください。

特別徴収対象者の納税通知書は、仮徴収対象者（2月から引続き年金天引きとなる方や4月から年金天引きが開始される方）には本年8月分まで通知済みですので、10月以降の保険税については7月中旬までに通知します。

普通徴収（納付書又は口座振替で納める方法）対象者の納税通知書は6月中旬までに発送します。